NATOCO

# 第75期
# 定時株主総会招集ご通知

**日　　時**　2022年１月27日（木曜日）午前10時

**場　　所**　愛知県みよし市打越町生賀山18番地
ナトコ株式会社　本社事務所　四階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**決 議 事 項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　剰余金処分の件

**第３号議案**　取締役８名選任の件

**第４号議案**　監査役１名選任の件

**第５号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

新型コロナウイルス感染拡大防止及び皆さまの安全・安心の観点から、極力書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。

ナトコ株式会社

証券コード：4627

証券コード　4627
2022年１月11日

**株　主　各　位**

愛知県みよし市打越町生賀山18番地
**ナ　ト　コ　株　式　会　社**
代表取締役社長　粕　谷　太　一

# 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年１月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2022年１月27日（木曜日）午前10時
**２．場　　所**　愛知県みよし市打越町生賀山18番地
　ナトコ株式会社　本社事務所　四階ホール
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第75期（2020年11月１日から2021年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第75期（2020年11月１日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　剰余金処分の件
**第３号議案**　取締役８名選任の件
**第４号議案**　監査役１名選任の件
**第５号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.natoco.co.jp/）に掲載させていただきます。

# 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

【株主様へのお願い】

●株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、３ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。

●株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

●ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクのご着用と、受付でのアルコール消毒並びに検温にご協力をお願いいたします。

【当社の対応について】

●株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対させていただきます。

●ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご入場をお控えいただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

●株主総会の議事は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、時間を短縮して行うことも予定しております。

【株主懇談会の中止について】

●感染リスクを回避するため、株主懇談会を取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。
その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.natoco.co.jp/）に掲載します。
株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

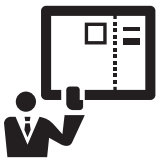

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2022**年 **1** 月**27**日（**木**曜日）
**午前10時**（受付開始：午前９時）



**書面（郵送）で議決権を
行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022**年 **1** 月**26**日（**水**曜日）
**午後５時00分到着分まで**



**インターネットで議決権を
行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2022**年 **1** 月**26**日（**水**曜日）
**午後５時00分入力完了分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

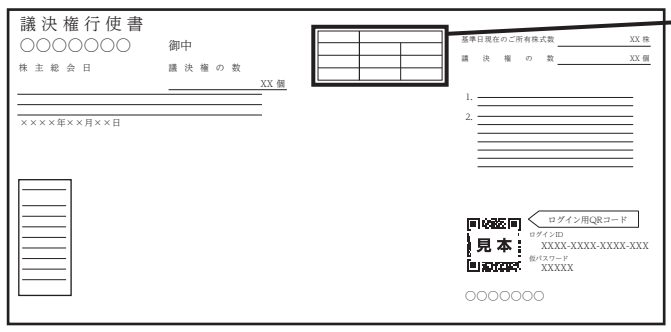


※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、2、4、5号議案**

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

**第３号議案**

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

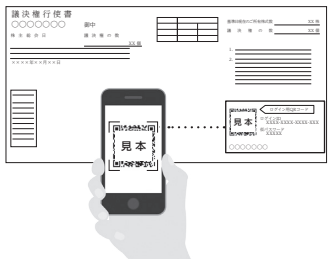


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

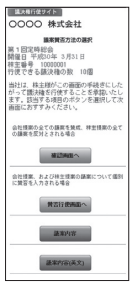


**QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

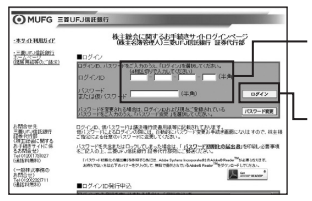


3 新しいパスワードを登録する。

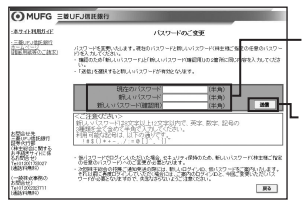


4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2020年11月１日から
2021年10月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年11月１日～2021年10月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き不透明な状況であるものの、ワクチン接種の普及などから先進国を中心に経済活動の制限が緩和され、緩やかな回復基調となりました。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど、依然として厳しい状況であったものの、ワクチン接種の促進や海外経済の回復基調を受けて輸出や生産は持ち直しの動きが見られました。

このような状況のもと、当社グループは絶えず独創的、革新的な研究と技術力の向上に努め、付加価値の高い製品の開発を行うとともに、お客様の満足度を第一とし、品質と機能において常に優れた製品、サービス、情報を提供することに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は19,046百万円（前期比17.2％増）、営業利益2,024百万円（前期比40.4％増）、経常利益2,214百万円（前期比47.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,639百万円（前期比59.6％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（塗料事業）

金属用塗料分野では、工作機械、農業機械、物流機器向け塗料の出荷が増えたことや中国での販売が堅調であったことで、売上高は前期に比べ増加いたしました。建材用塗料分野では、主力外装建材ユーザーの高耐久商材への採用、内装建材において抗ウイルス塗料の採用が増えたことにより、売上高は前期に比べ大幅に増加いたしました。また、その他の分野では、塗装設備の販売により、売上高は前期に比べ大きく増加いたしました。セグメント利益は売上高の増加により前期に比べ増加いたしました。

その結果、塗料事業における当連結会計年度の売上高は11,810百万円（前期比22.8％増）、セグメント利益は1,374百万円（前期比32.9％増）となりました。

（ファインケミカル事業）

物流、食品関連のラベル印字材料（情報記録材料）向けのコーティング剤が堅調に推移したことや、PCやタブレット等の情報家電（電子材料）向けのコーティング剤の需要が旺盛だったことで、売上高、セグメント利益は前期に比べ増加いたしました。

その結果、ファインケミカル事業における当連結会計年度の売上高は3,049百万円（前期比10.9%増）、セグメント利益は926百万円（前期比31.2%増）となりました。

（シンナー事業）

既存ユーザーのコロナ禍の生産調整からの回復傾向で出荷量が増加したことと新規ユーザーの獲得により、売上高は前期に比べ増加いたしました。セグメント利益は、売上構成の見直しや2019年台風19号の浸水被害により工場が１ヶ月半生産停止となった有限会社アイシー産業の回復により前期に比べ増加いたしました。

その結果、シンナー事業における当連結会計年度の売上高は4,186百万円（前期比7.8%増）、セグメント利益は360百万円（前期比17.8%増）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高は次のとおりであります。

| 事業（製品）区分 | 売上高（百万円） | 構成比（%） |
|---|---|---|
| 塗料事業 | 11,810 | 62.0 |
| 金属用塗料 | 5,087 | 26.7 |
| 建材用塗料 | 5,967 | 31.3 |
| その他 | 755 | 4.0 |
| ファインケミカル事業 | 3,049 | 16.0 |
| シンナー事業 | 4,186 | 22.0 |
| 合計 | 19,046 | 100.0 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,011百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

| | | |
|---|---|---|
| 塗料事業 | 当社本社工場 | アルキッド樹脂ライン及びメラミン樹脂ラインのコンデンサ更新工事 |
| ファインケミカル事業 | 当社本社及び研究所 | UV−LEDコンベア装置（２台） |
| シンナー事業 | 有限会社アイシー産業 | 多目的真空蒸留設備（２基） |

③ 資金調達の状況

記載する事項はありません。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 72 期<br>(2018年10月期) | 第 73 期<br>(2019年10月期) | 第 74 期<br>(2020年10月期) | 第 75 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年10月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 (百万円) | 16,934 | 17,701 | 16,247 | 19,046 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,015 | 978 | 1,027 | 1,639 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 134.62 | 129.71 | 136.23 | 217.37 |
| 総資産 (百万円) | 22,856 | 23,912 | 24,651 | 26,280 |
| 純資産 (百万円) | 17,722 | 18,369 | 19,047 | 20,595 |
| １株当たり純資産額　(円) | 2,349.38 | 2,435.11 | 2,524.98 | 2,730.29 |

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第73期（2019年10月期）の期首から適用しており、第72期（2018年10月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 耐涂可精細化工（青島）有限公司 | 11,696万人民元 | 100% | 塗料及びファインケミカルの製造・販売 |
| 巴興業株式会社 | 50百万円 | 100% | シンナーの製造・販売及び産業廃棄物収集運搬・処分 |
| 有限会社豊川シーエムシー | 4百万円 | 100% | 塗料の調色加工 |
| 有限会社アイシー産業 | 24百万円 | 100% | 廃液の再生及び販売、廃棄物の収集・運搬、劇物の製造及び販売 |
| NATOCO PAINT PHILIPPINES,INC. | 45百万フィリピンペソ | 100% | 塗料及びファインケミカルの製造・販売 |
| NATOCO PAINT (THAILAND) CO.,LTD. | 100百万タイバーツ | 100% | 塗料及びファインケミカルの販売 |
| NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED | 3.5百万アメリカドル | 100% | 塗料及びファインケミカルの製造・販売 |

### ⑷ 対処すべき課題

当社を取り巻く環境としましては、以下のように認識しています。

① 政治・経済の不透明・不確実性の増大（パンデミックの影響、原材料高騰、製品供給不安、企業設備投資や新設住宅着工件数など個人消費の変動、為替の影響）
② 技術革新の進展（無塗装技術、高効率塗装技術、IoT・AIによる多方面での大きな変化）
③ 持続可能な社会の実現（SDGs実現に向けたESGやカーボンニュートラルへの対応、消費行動・ニーズの変化（価値観の多様化・グローバル化））
④ 環境リスクへの対応（災害等による操業停止リスク（地震や水害など））
⑤ 法律・規制等の遵守（世界的な環境規制の強化、製造物責任）

そのような状況の中、当社グループは、変化の先にあるお客様のニーズを踏まえた製品開発と事業拡大、IoT・AIを活用した生産革新やサービス提供、そしてグローバル展開を加速する組織づくりをグループ全体で推進し、営業利益率15%、海外売上高比率を30%まで高めてまいります。そのために、以下を重点課題として設定しています。

①中長期を見据えた研究開発・製品開発

樹脂開発技術を根幹として、分散技術、色彩技術、塗装技術を加えた４つの要素技術を深化させ、将来のニーズの変化に対応可能な研究開発体制を構築してまいります。そして新たな材料・製法を活用し、機能性や意匠性、触感を追求した、独自性のある高付加価値製品を開発してまいります。

②既存製品・新規製品による事業拡大

・既存製品による事業拡大

製品を使用するユーザーに対して、工程短縮、作業性改善、省エネなど生産コスト低減に寄与する製品を提供してまいります。また、機能付与された粉体塗料の普及、廃溶剤の回収とリサイクルなどにより、環境対応製品・サービスを拡充・拡販してまいります。

・新規製品による事業拡大

スクリーン印刷やインクジェットインクを組合せた意匠や触感の提案、機能フィルム、成形樹脂用添加剤などへと製品領域を広げてまいります。また、既存製品をモビリティなど今後需要が高まる分野へ積極展開してまいります。

③グローバル展開の推進

中国、東南アジアではグループ拠点の活用を推進し、市場拡大を目指してまいります。また、北米等需要増加が見込まれる地域に製品を供給できる体制を構築いたします。さらにこれら成長市場や成長分野への参入・拡大を視野に、事業・業務提携等も継続検討してまいります。

④生産体制の強化

成長市場・成長分野への参入・事業拡大を見据え、日本・中国・フィリピンの各生産拠点を最大限活かすことができるよう、グループ全体の生産体制の最適化を図ります。なお本社工場においては、現施設の利点を最大限活用すると共に、今後の生産増や高品質が求められる製品にもフレキシブルに対応可能な生産設備（省人化・自動化設備の導入、IoT・AIの活用）を備えた工場へのリニューアル検討や業務提携検討などを進めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年10月31日現在）

| 事業内容 | 主要製品 |
|---|---|
| 塗料事業 | 金属用塗料、内装建材用塗料、外装建材用塗料 |
| ファインケミカル事業 | 高機能性樹脂、樹脂素材用コート剤 |
| シンナー事業 | 各種シンナー |

⑹ **主要な営業所及び工場**（2021年10月31日現在）

| | |
|---|---|
| 当社 | 本　　社　：愛知県みよし市<br>本社工場　：愛知県みよし市<br>群馬工場　：群馬県みどり市<br>東部支店　：さいたま市南区<br>中部支店　：愛知県みよし市<br>西部支店　：大阪市北区<br>西南部支店：福岡市博多区<br>韓国支店　：大韓民国京畿道水原市 |
| 耐涂可精細化工（青島）有限公司 | 中華人民共和国山東省青島市平度市 |
| 巴興業株式会社 | 本　　社　：愛知県みよし市<br>本社工場　：愛知県みよし市<br>山口工場　：山口県美祢市 |
| 有限会社豊川シーエムシー | 愛知県豊川市 |
| 有限会社アイシー産業 | 福島県本宮市 |
| NATOCO PAINT PHILIPPINES,INC. | フィリピン共和国 バタンガス州 |
| NATOCO PAINT (THAILAND) CO.,LTD. | タイ王国 バンコク都 |
| NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED | ベトナム社会主義共和国 ハナム省 |

⑺ **使用人の状況**（2021年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 400名 | 17名増 |

（注）上記のほか、嘱託、臨時従業員及びパートタイマーを雇用しておりますが、上表の人数に含めておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 218名 | 9名増 | 42.8歳 | 18.2年 |

（注）上記のほか、嘱託、臨時従業員及びパートタイマーを雇用しておりますが、上表の人数に含めておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年10月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（2021年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　26,299,000株
② 発行済株式の総数　8,144,400株
③ 株主数　1,855名
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 粕谷忠晴 | 1,173,500株 | 15.55% |
| ナトコ共栄会 | 978,300株 | 12.96% |
| 粕谷太一 | 502,700株 | 6.66% |
| 有限会社巴ホールディングス | 490,600株 | 6.50% |
| 粕谷英史 | 245,300株 | 3.25% |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 240,000株 | 3.18% |
| 株式会社三井住友銀行 | 230,000株 | 3.04% |
| 株式会社中京銀行 | 210,000株 | 2.78% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 193,000株 | 2.55% |
| 粕谷健次 | 162,800株 | 2.15% |

（注）　持株比率は自己株式（600,992株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

### ⑵ 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年10月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 粕谷忠晴 | 有限会社巴ホールディングス取締役 |
| 代表取締役社長 | 粕谷健次 | 有限会社豊川シーエムシー代表取締役 |
| 専務取締役 | 粕谷太一 | 耐涂可精細化工（青島）有限公司董事 |
| 常務取締役 | 山本豊 | 経営管理部長<br>生産企画部長<br>耐涂可精細化工（青島）有限公司董事長 |
| 取締役 | 大野富久 | 化成品事業部長 |
| 取締役 | 粕谷英史 | 購買部長<br>海外事業部長<br>NATOCO PAINT PHILIPPINES,INC.PRESIDENT<br>NATOCO PAINT (THAILAND) CO.,LTD.PRESIDENT<br>NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED CHAIRMAN |
| 取締役 | 水野和義 | 塗料事業部長 |
| 取締役 | 脇田政美 | 公認会計士脇田会計事務所所長<br>株式会社ロマンティア社外監査役 |
| 監査役（常勤） | 山門祥彦 | 耐涂可精細化工（青島）有限公司監事 |
| 監査役 | 今枝剛 | 公認会計士今枝会計事務所所長<br>税理士法人クロスブレイン代表社員<br>パレモ・ホールディングス株式会社社外監査役<br>ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 |
| 監査役 | 林克行 | 山田・林法律事務所代表弁護士 |

（注）1．取締役脇田政美氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2．監査役今枝剛氏及び監査役林克行氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．監査役今枝剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員内規に規定している役員報酬等の決定方針に従い各取締役の報酬額を決定してまいりましたが、2021年9月24日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の内容について新たに決議をおこなっております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1．基本報酬に関する方針

ａ．取締役（社外取締役を除く）の「基本報酬」は、各取締役の役位（期待される役割および責任）、在任年数および他社水準等、総合的に勘案し、報酬額を決定する。

ｂ．社外取締役の「基本報酬」は、他社水準等を考慮し、報酬額を決定する。

ｃ．「退職慰労金」については、役員内規に基づき、役位別基本報酬に役位別在任年数及び係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

2．業績連動報酬等に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の「賞与」の決定方針は以下のとおりとする。

ａ．株主総会において決定された取締役の限度額（2013年１月29日開催の第66期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議）から、「基本報酬」および「退職慰労金引当金繰入額」を差し引いた金額の範囲内とする。

ｂ．業績の評価は、「連結営業利益率」と「親会社株主に帰属する当期純利益」の２種

類を基本指標とし、非財務指標を勘案し決定する。

3．報酬等の割合に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の「基本報酬」と「賞与」の報酬総額に対する構成割合については、当社グループの業績の向上および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額（退職慰労金引当金繰入を除く）に占める「賞与」の割合が20%以上となることを基本とする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役（社外取締役を除く） | 165,869 | 112,260 | 35,100 | 18,509 | 7 |
| 監査役（社外監査役を除く） | 17,644 | 14,640 | 1,400 | 1,604 | 1 |
| 社外取締役 | 4,096 | 3,840 | － | 256 | 1 |
| 社外監査役 | 8,192 | 7,680 | － | 512 | 2 |

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の金銭報酬の額は、2013年１月29日開催の第66期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は7名（うち社外取締役は0名）です。

3．監査役の金銭報酬の額は、2001年１月26日開催の第54期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4．業績連動報酬である賞与の算定方法等については取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に記載しております。

5．退職慰労金の額は、役員退職慰労引当金の繰入額となります。

6．取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、代表取締役粕谷健次に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定過程においては、代表取締役社長と社外取締役との協議会においてその妥当性等について確認しております。

### ⑷　社外役員等に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役脇田政美氏は公認会計士脇田会計事務所所長、並びに株式会社ロマンティアの社外監査役を兼務しておりますが、当社と公認会計士脇田会計事務所、株式会社ロマンティアとの間に特別な取引関係はありません。

監査役今枝剛氏は税理士法人クロスブレイン代表社員を兼務しております。

当社は税理士法人クロスブレインと税務相談に関する顧問契約を締結しております。

また、同氏は公認会計士今枝会計事務所所長、パレモ・ホールディングス株式会社の社外監査役、並びにジャパンマテリアル株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と公認会計士今枝会計事務所、パレモ・ホールディングス株式会社及びジャパンマテリアル株式会社との間に特別な取引関係はありません。

監査役林克行氏は、山田・林法律事務所代表弁護士を兼務しております。

当社は、山田・林法律事務所と法律相談に関する顧問契約を締結しております。

②　当事業年度における出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役であります脇田政美氏は当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言や提言を行っております。

社外監査役であります今枝剛氏は当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席しており、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、諸課題に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役であります林克行氏は当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、諸課題に対して適宜、必要な発言を行っております。

### ⑸ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支払額（千円） |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,664 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,664 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑹　**会社の体制及び当該体制の運用の状況の概要**

**①業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公平性、倫理観を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、文書等の管理を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティ規程に基づき対応する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において各事業部門がリスクの内容に応じてそれぞれの役割に応じて自主的・主体的に対応する体制で行っている。重要な事項については、取締役会・経営会議への報告を行い、取締役会などにおいて監視・監督を行う。

また、危険物を取扱う関係上、特に事故防止・災害防止等の推進を図るため「安全衛生委員会」を設置し、毎月１回、討議・連絡・報告を行い、生じ得るリスクに備え活動している。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。

また、子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

ホ．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役及び各部門長、子会社代表者にて構成され、毎月１回の定期開催の取締役会で決定された基本方針に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要な事項を協議・決定し、各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行う。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

代表取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、監査役と協議し、常に適正を考慮した人選を行い配置する。また取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、懲戒等に関して監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役

の職務の遂行に伴い、当該使用人に対する指示がなされた場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査等その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供する。

ト．取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

　当社グループの役員、使用人等は当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法又は不正行為を発見したとき等は、その情報を遅滞無く監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。

チ．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　取締役及び使用人は、内部通報者保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置を講ずる。

リ．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役の職務の執行について費用又は債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要であるときには、請求によって所定の手続により償還が保障されるものとする。

　また、当該費用又は債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役監査及び会計監査の相互連携については、監査の所見・情報の交換を相互に行い、緊密な連携を図ることにより、監査の実効性向上に努めている。

**②業務の適正を確保するための体制の運用の状況**

　上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査室がその運用状況を随時モニタリングすると共に、各種委員会と連携し、不適切な点を発見した場合には、取締役会に報告し、直ちに是正処置を行います。

**⑺　会社の支配に関する基本方針**

　当社では、会社の財務及び本業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

**⑻　剰余金の配当等の決定に関する方針**

　当社は、株主様への利益還元を経営の重要な政策と認識し、持続的な安定配当を基本方針とし

て、今後の事業計画や収益環境の変化などを勘案して実施することとしております。
　また、内部留保金につきましては、事業環境に応じた成長のための投資余力を確保しつつ、市場ニーズに応える技術開発・製造体制の強化、さらにはグローバル展開を図るために有効に活用する所存であります。

# 連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **18,345,935** | **流動負債** | **4,983,114** |
| 現金及び預金 | 7,832,874 | 支払手形及び買掛金 | 3,302,766 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,651,375 | 電子記録債務 | 68,365 |
| 電子記録債権 | 794,853 | 未払金 | 542,769 |
| 有価証券 | 1,200,000 | 未払法人税等 | 393,308 |
| 商品及び製品 | 1,134,081 | 賞与引当金 | 273,584 |
| 仕掛品 | 35,619 | 役員賞与引当金 | 42,300 |
| 原材料及び貯蔵品 | 757,487 | その他 | 360,020 |
| 前渡金 | 11,355 | **固定負債** | **701,978** |
| 信託受益権 | 800,000 | 役員退職慰労引当金 | 366,647 |
| その他 | 134,347 | 退職給付に係る負債 | 101,483 |
| 貸倒引当金 | △6,058 | 繰延税金負債 | 6,987 |
| **固定資産** | **7,934,858** | その他 | 226,860 |
| **有形固定資産** | **6,893,046** | **負債合計** | **5,685,093** |
| 建物及び構築物 | 2,576,919 | **純資産の部** | |
| 機械装置及び運搬具 | 1,197,916 | **株主資本** | **19,776,273** |
| 土地 | 1,743,380 | 資本金 | 1,626,340 |
| 建設仮勘定 | 1,144,929 | 資本剰余金 | 3,316,538 |
| その他 | 229,901 | 利益剰余金 | 15,349,734 |
| **無形固定資産** | **320,617** | 自己株式 | △516,339 |
| **投資その他の資産** | **721,194** | **その他の包括利益累計額** | **819,426** |
| 投資有価証券 | 446,191 | その他有価証券評価差額金 | 168,342 |
| 繰延税金資産 | 116,129 | 為替換算調整勘定 | 637,620 |
| その他 | 162,651 | 退職給付に係る調整累計額 | 13,463 |
| 貸倒引当金 | △3,777 | **非支配株主持分** | **－** |
| **資産合計** | **26,280,794** | **純資産合計** | **20,595,700** |
| | | **負債純資産合計** | **26,280,794** |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年11月１日から
2021年10月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **19,046,506** |
| **売上原価** | | **14,009,177** |
| **売上総利益** | | **5,037,329** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,013,154** |
| **営業利益** | | **2,024,174** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 4,048 | |
| 受取配当金 | 13,143 | |
| 為替差益 | 134,208 | |
| 受取ロイヤリティー | 5,000 | |
| 物品売却益 | 32,850 | |
| その他営業外収益 | 13,876 | 203,127 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3 | |
| その他営業外費用 | 12,393 | 12,396 |
| **経常利益** | | **2,214,905** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1,834 | |
| 補助金収入 | 16,713 | 18,547 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 31,280 | |
| 固定資産圧縮損 | 9,333 | 40,613 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,192,839** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 618,141 | |
| 法人税等調整額 | △65,029 | 553,111 |
| **当期純利益** | | **1,639,727** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | － |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,639,727** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年11月１日から
2021年10月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,626,340 | 3,316,538 | 14,094,722 | △516,255 | 18,521,344 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △384,715 | | △384,715 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,639,727 | | 1,639,727 |
| 自己株式の取得 | | | | △83 | △83 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | － | 1,255,012 | △83 | 1,254,929 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,626,340 | 3,316,538 | 15,349,734 | △516,339 | 19,776,273 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 148,549 | 397,539 | △20,309 | 525,780 | － | 19,047,124 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △384,715 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 1,639,727 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △83 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | 19,792 | 240,081 | 33,772 | 293,646 | － | 293,646 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 19,792 | 240,081 | 33,772 | 293,646 | － | 1,548,575 |
| 当連結会計年度末残高 | 168,342 | 637,620 | 13,463 | 819,426 | － | 20,595,700 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**
**(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)**

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　7社

・連結子会社の名称　　耐涂可精細化工（青島）有限公司
NATOCO PAINT PHILIPPINES,INC.
NATOCO PAINT（THAILAND）CO.,LTD.
NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED
巴興業株式会社
有限会社豊川シーエムシー
有限会社アイシー産業

・連結の範囲の変更　　当連結会計年度から新規に設立しましたNATOCO VIETNAM COMPANY LIMITEDを連結の範囲に含めております。

⑵　非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名 | 決算日 | |
|---|---|---|
| 耐涂可精細化工（青島）有限公司 | 12月31日 | ＊1 |
| NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED | 12月31日 | ＊1 |
| 有限会社アイシー産業 | 9 月30日 | ＊2 |

＊1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

＊2：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

製品、半製品、原材料、仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ３年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | ２年～17年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社については、簡便法を適用しております。

⑸　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑹　その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記)**
（有形固定資産の減価償却方法の変更）
当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法については、従来、主に定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。
この変更は、当社における群馬粉体塗料生産工場の増設等を契機に、有形固定資産の使用状況を検証した結果、生産高、稼働率等が今後も長期安定的に推移することが見込まれることから、定額法により耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断したことによるものであります。
この結果、従来の方法によった場合と比較し、当連結会計年度の減価償却費が96,374千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ96,374千円増加しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**
該当事項はありません。

**(会計上の見積りの変更に関する注記)**
該当事項はありません。

**(追加情報)**
（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）
新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社グループの事業に関する需要動向への影響は限定的であると捉えております。
このような前提を基礎として、固定資産の減損の判定や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。
なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響については不確定要素が多いため、今後の経過によっては、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**
１．担保に供している資産
土地　55,804千円
上記担保提供資産は、子会社の金融機関借入に対する担保提供でありますが、当連結会計年度末現在、対応債務はありません。
２．有形固定資産の減価償却累計額　15,857,623千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
３．国庫補助金等の受入による圧縮記帳額　132,862千円

4．連結会計年度末日満期手形、電子記録債権

連結会計年度末日満期手形、電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形、電子記録債権が連結会計年度末残高に含まれております。

| | |
|---|---|
| 受取手形 | 122,423千円 |
| 電子記録債権 | 110,745千円 |

**（連結株主資本等変動計算書に関する注記）**

1．発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 8,144,400株 | －株 | －株 | 8,144,400株 |

2．自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 600,923株 | 69株 | －株 | 600,992株 |

3．剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額等

2021年１月26日開催の第74期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　165,956千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　22円
・基準日　2020年10月31日
・効力発生日　2021年１月27日

2021年６月３日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　218,758千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　29円
・基準日　2021年４月30日
・効力発生日　2021年７月６日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年１月27日開催の第75期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　233,845千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　31円
・基準日　2021年10月31日
・効力発生日　2022年１月28日

**(金融商品に関する注記)**

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針でありますが、多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入、社債発行及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。資金運用については、主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客等の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び貸付金について、各事業部の営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を格付の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い担当部門が行っており、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部門からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑸　信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち33.9％が特定の大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預金 | 7,832,874千円 | 7,832,874千円 | －千円 |
| ⑵　受取手形及び売掛金 | 5,651,375 | 5,651,375 | － |
| ⑶　電子記録債権 | 794,853 | 794,853 | － |
| ⑷　有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,644,563 | 1,644,563 | － |
| ⑸　信託受益権 | 800,000 | 800,000 | － |
| 資産計 | 16,723,666 | 16,723,666 | － |
| ⑴　支払手形及び買掛金 | 3,302,766 | 3,302,766 | － |
| ⑵　電子記録債務 | 68,365 | 68,365 | － |
| ⑶　未払金 | 542,769 | 542,769 | － |
| ⑷　未払法人税等 | 393,308 | 393,308 | － |
| 負債計 | 4,307,209 | 4,307,209 | － |

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金、⑶　電子記録債権、⑸　信託受益権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。合同運用金銭信託は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴　支払手形及び買掛金、⑵　電子記録債務、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 1,627 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産⑷　有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

**（賃貸等不動産に関する注記）**

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

**（１株当たり情報に関する注記）**

| | |
|---|---|
| １．１株当たり純資産額 | 2,730円29銭 |
| ２．１株当たり当期純利益 | 217円37銭 |

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（その他の注記）**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月10日

ナトコ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岸　田　好　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　浩　幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ナトコ株式会社の2020年11月１日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナトコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法については、従来、主に定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年11月１日から2021年10月31日までの第75期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

2021年12月14日

ナトコ株式会社　監査役会

常勤監査役　山門祥彦　㊞

社外監査役　今枝剛　㊞

社外監査役　林克行　㊞

# 貸 借 対 照 表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **14,224,995** | **流動負債** | **4,438,332** |
| 現金及び預金 | 5,719,484 | 電子記録債務 | 68,365 |
| 受取手形 | 501,480 | 買掛金 | 3,065,972 |
| 電子記録債権 | 436,454 | 未払金 | 452,916 |
| 売掛金 | 3,809,811 | 未払費用 | 110,390 |
| 有価証券 | 1,200,000 | 未払法人税等 | 296,640 |
| 商品及び製品 | 899,385 | 預り金 | 198,351 |
| 仕掛品 | 33,616 | 賞与引当金 | 208,973 |
| 原材料及び貯蔵品 | 399,746 | 役員賞与引当金 | 36,500 |
| 前渡金 | 11,355 | その他 | 223 |
| 前払費用 | 30,047 | **固定負債** | **672,793** |
| 関係会社短期貸付金 | 175,037 | 退職給付引当金 | 102,389 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 79,200 | 役員退職慰労引当金 | 352,022 |
| 信託受益権 | 800,000 | 資産除去債務 | 8,915 |
| その他 | 134,468 | 長期預り保証金 | 209,466 |
| 貸倒引当金 | △5,092 | **負債合計** | **5,111,126** |
| **固定資産** | **9,694,035** | **純資産の部** | |
| **有形固定資産** | **4,423,919** | **株主資本** | **18,645,654** |
| 建物 | 1,174,583 | **資本金** | **1,626,340** |
| 構築物 | 152,935 | **資本剰余金** | **3,316,538** |
| 機械及び装置 | 281,279 | 資本準備金 | 3,316,538 |
| 車両運搬具 | 64,388 | **利益剰余金** | **14,219,115** |
| 工具、器具及び備品 | 198,710 | 利益準備金 | 168,600 |
| 土地 | 1,593,605 | その他利益剰余金 | 14,050,515 |
| 建設仮勘定 | 958,417 | 配当積立金 | 70,000 |
| **無形固定資産** | **96,667** | 買換資産圧縮積立金 | 72,149 |
| 借地権 | 9,724 | 別途積立金 | 12,708,000 |
| ソフトウエア | 80,653 | 繰越利益剰余金 | 1,200,366 |
| その他 | 6,289 | **自己株式** | **△516,339** |
| **投資その他の資産** | **5,173,447** | **評価・換算差額等** | **162,249** |
| 投資有価証券 | 432,884 | **その他有価証券評価差額金** | **162,249** |
| 関係会社株式 | 1,514,378 | **純資産合計** | **18,807,904** |
| 関係会社出資金 | 2,147,567 | | |
| 関係会社長期貸付金 | 877,200 | | |
| 長期前払費用 | 16,094 | | |
| 繰延税金資産 | 75,427 | | |
| その他 | 110,774 | | |
| 貸倒引当金 | △877 | | |
| **資産合計** | **23,919,031** | **負債純資産合計** | **23,919,031** |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年11月 1 日から
2021年10月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **13,438,913** |
| **売上原価** | | **9,975,198** |
| **売上総利益** | | **3,463,714** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,274,081** |
| **営業利益** | | **1,189,633** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 39,569 | |
| 受取配当金 | 122,567 | |
| 為替差益 | 142,215 | |
| 受取ロイヤリティー | 31,772 | |
| その他営業外収益 | 42,848 | 378,975 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3 | |
| その他営業外費用 | 11,564 | 11,568 |
| **経常利益** | | **1,557,040** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 34 | 34 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 5,505 | 5,505 |
| **税引前当期純利益** | | **1,551,569** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 437,014 | |
| 法人税等調整額 | △62,154 | 374,859 |
| **当期純利益** | | **1,176,709** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2020年11月１日から
2021年10月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 配当積立金 | 買換資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 1,626,340 | 3,316,538 | 168,600 | 70,000 | 72,149 | 12,108,000 | 1,008,371 | 13,427,120 | △516,255 | 17,853,743 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 600,000 | △600,000 | － | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △384,715 | △384,715 | | △384,715 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,176,709 | 1,176,709 | | 1,176,709 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △83 | △83 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 600,000 | 191,994 | 791,994 | △83 | 791,911 |
| 当期末残高 | 1,626,340 | 3,316,538 | 168,600 | 70,000 | 72,149 | 12,708,000 | 1,200,366 | 14,219,115 | △516,339 | 18,645,654 |

| | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 147,579 | 18,001,322 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の積立 | | － |
| 剰余金の配当 | | △384,715 |
| 当期純利益 | | 1,176,709 |
| 自己株式の取得 | | △83 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 14,670 | 14,670 |
| 当期変動額合計 | 14,670 | 806,581 |
| 当期末残高 | 162,249 | 18,807,904 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**
**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

・子会社株式、出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　たな卸資産

・製品、半製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑵　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記）**

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

有形固定資産の減価償却方法については、従来、主に定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、群馬粉体塗料生産工場の増設等を契機に、有形固定資産の使用状況を検証した結果、生産高、稼働率等が今後も長期安定的に推移することが見込まれることから、定額法により耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の減価償却費が59,387千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ59,387千円増加しております。

**（追加情報）**

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の事業に関する需要動向への影響は限定的であると捉えております。

このような前提を基礎として、固定資産の減損の判定や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響については不確定要素が多いため、今後の経過によっては、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

**（貸借対照表に関する注記）**

| | |
|---|---|
| 1．有形固定資産の減価償却累計額 | 12,672,327千円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 | |
| 2．国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 | 76,519千円 |
| 3．債務保証 | |
| 子会社（有限会社豊川シーエムシー）の土地賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に対する債務保証 | 42,900千円 |
| 4．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く） | |
| ⑴ 短期金銭債権 | 237,842千円 |
| ⑵ 短期金銭債務 | 29,120千円 |

5．期末日満期手形、電子記録債権

期末日満期手形、電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、電子記録債権が期末残高に含まれております。

| | |
|---|---|
| 受取手形 | 60,678千円 |
| 電子記録債権 | 76,293千円 |

**（損益計算書に関する注記）**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ① 売上高 | 657,667千円 |
| ② 仕入高 | 685,741千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 202,359千円 |

**（株主資本等変動計算書に関する注記）**

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 600,923株 | 69株 | －株 | 600,992株 |

**（税効果会計に関する注記）**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 62,901 | 千円 |
| 未払事業税 | 20,352 | |
| 未払費用 | 10,915 | |
| 貸倒引当金 | 1,796 | |
| 退職給付引当金 | 30,819 | |
| 役員退職慰労引当金 | 105,958 | |
| 関係会社出資金評価損 | 59,068 | |
| 投資有価証券評価損 | 25,976 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 6,443 | |
| 減損損失 | 1,899 | |
| その他 | 5,481 | |
| 繰延税金資産小計 | 331,612 | |
| 評価性引当額 | △147,639 | |
| 繰延税金資産合計 | 183,973 | |
| 繰延税金負債 | | |
| 買換資産圧縮積立金 | △31,068 | |
| その他有価証券評価差額金 | △77,443 | |
| その他 | △33 | |
| 繰延税金負債合計 | △108,545 | |
| 繰延税金資産の純額 | 75,427 | 千円 |

**（リースにより使用する固定資産に関する注記）**

該当事項はありません。

**（関連当事者との取引に関する注記）**

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 巴興業株式会社 | 100.0 | ― | 原材料等の購入・販売 | 資金の貸付（注） | ― | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 79,200 |
| | | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 343,200 |
| | | | | | 利息の受取（注） | 2,007 | その他流動資産 | 9 |
| 子会社 | 耐涂可精細化工（青島）有限公司 | 100.0 | 3名 | 原材料等の販売製品の購入 | 資金の貸付（注） | 118,734 | 関係会社短期貸付金 | 125,037 |
| | | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 534,000 |
| | | | | | 利息の受取（注） | 36,587 | その他流動資産 | 27,107 |

⑴　取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

⑵　取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

**（１株当たり情報に関する注記）**

１．１株当たり純資産額　2,493円29銭

２．１株当たり当期純利益　155円99銭

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（その他の注記）**

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月10日

ナトコ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岸　田　好　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　浩　幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナトコ株式会社の2020年11月１日から2021年10月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社の有形固定資産の減価償却方法については、従来、主に定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2020年11月１日から2021年10月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月14日

ナ　ト　コ　株　式　会　社　　監　査　役　会

常勤監査役　山　門　祥　彦　㊞

社外監査役　今　枝　　剛　㊞

社外監査役　林　　克　行　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．提案理由

（１）公告方法の変更

公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

（２）株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第１条～第４条　（条文省略） | 第１条～第４条　（現行どおり） |
| （公告方法）<br>第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。 | （公告方法）<br>第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。 |
| 第６条～第15条　（条文省略） | 第６条～第15条　（現行どおり） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削　除） |
| （新　設） | （電子提供措置等）<br>第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第17条～第44条　（条文省略） | 第17条～第44条　（現行どおり） |
| （新　設） | 附則<br>（電子提供措置等に関する経過措置）<br>１．現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第16条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）付則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。<br>３．本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

**第２号議案**　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第75期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金31円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は233,845,648円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年１月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　増加する剰余金の項目とその額

| | |
|---|---|
| 別途積立金 | 600,000,000円 |

②　減少する剰余金の項目とその額

| | |
|---|---|
| 繰越利益剰余金 | 600,000,000円 |

**第３号議案**　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役８名全員は任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 粕谷　太一<br>(1974年10月６日生) | 2002年４月　当社入社<br>2010年１月　当社取締役副塗料事業部長<br>2011年11月　当社取締役塗料事業部長<br>2012年３月　耐涂可精細化工（青島）有限公司董事（現任）<br>2017年１月　当社専務取締役<br>2021年11月　当社代表取締役社長（現任）<br>2021年12月　有限会社豊川シーエムシー代表取締役（現任） | 502,700株 |
| 2 | 粕谷　健次<br>(1953年11月15日生) | 1986年１月　当社入社<br>1994年１月　当社取締役営業統括本部長<br>1998年11月　当社常務取締役営業部・技術開発部・技術管理部・研究所・名古屋工場管掌<br>2001年１月　当社専務取締役技術管理部・研究所・総務部・経営管理部・生産管理部・製造部・名古屋工場管掌<br>2003年11月　当社専務取締役<br>2006年11月　有限会社豊川シーエムシー取締役<br>2007年１月　当社取締役副社長<br>2010年８月　有限会社豊川シーエムシー代表取締役<br>2010年11月　当社代表取締役社長<br>2021年11月　当社取締役会長（現任） | 162,800株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 山本　豊<br>(1958年９月12日生) | 1995年７月　当社入社<br>2007年11月　当社経営管理部長<br>2010年１月　当社取締役経営管理部長<br>2012年３月　耐涂可精細化工（青島）有限公司董事長（現任）<br>2012年７月　当社取締役経営管理部長・生産企画部長（現任）<br>2018年１月　当社常務取締役（現任） | 2,000株 |
| 4 | 粕谷英史<br>(1977年３月９日生) | 2005年10月　当社入社<br>2012年11月　当社購買部長・海外プロジェクト部長<br>2014年７月　NATOCO PAINT PHILIPPINES,INC.PRESIDENT（現任）<br>2015年１月　当社取締役購買部長・海外事業部長（現任）<br>2019年３月　NATOCO PAINT (THAILAND) CO.,LTD.PRESIDENT（現任）<br>2021年６月　NATOCO VIETNAM COMPANY LIMITED CHAIRMAN（現任） | 245,300株 |
| 5 | 大野富久<br>(1971年１月１日生) | 1993年４月　当社入社<br>2008年11月　当社化成品事業部長<br>2015年１月　当社取締役化成品事業部長（現任） | 1,400株 |
| 6 | 水野和義<br>(1959年５月３日生) | 1982年３月　当社入社<br>2012年11月　当社塗料事業部外装建材用塗料チーム部長<br>2017年１月　当社取締役塗料事業部長（現任） | 3,100株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 脇田政美<br>(1964年11月12日生) | 1995年８月　公認会計士登録<br>1999年２月　公認会計士脇田会計事務所所長（現任）<br>2006年１月　当社社外監査役<br>2008年12月　株式会社ロマンティア社外監査役（現任）<br>2016年１月　当社社外取締役（現任） | －株 |
| 8<br>※ | 林克行<br>(1961年４月２日生) | 1988年４月　弁護士登録<br>2020年１月　当社社外監査役（現任）<br>2020年７月　山田・林法律事務所代表弁護士（現任） | －株 |

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者林克行氏は山田・林法律事務所代表弁護士を兼務しており、当社は山田・林法律事務所と法律相談に関する顧問契約を締結しております。他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

３．脇田政美氏及び林克行氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。脇田政美氏の再任及び林克行氏の選任が承認された場合、両氏を引き続き独立役員とする予定です。

４．脇田政美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．林克行氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた専門的な知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

６．脇田政美氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。

７．林克行氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

８．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第４号議案**　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役林克行氏が辞任いたします。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| ※<br>内藤　正明<br>（1961年４月９日生） | 1988年４月　弁護士登録<br>1994年４月　内藤法律事務所入所（現任）<br>2006年６月　東濃信用金庫監事（現任）<br>2015年11月　株式会社進和社外取締役（現任） | －株 |

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．監査役候補者内藤正明氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

３．内藤正明氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

４．内藤正明氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与したことはありませんが弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に十分に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第５号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役粕谷忠晴氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の規定に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬にかかる決定方針及び社内規程に沿って、社外取締役の意見を踏まえて取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 粕　谷　忠　晴 | 1983年12月　当社専務取締役<br>1988年12月　当社代表取締役社長<br>2010年11月　当社代表取締役会長<br>2021年11月　当社取締役<br>現在に至る |

以　上

メ　　モ

# 株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県みよし市打越町生賀山18番地
　　ナトコ株式会社　本社事務所　四階ホール

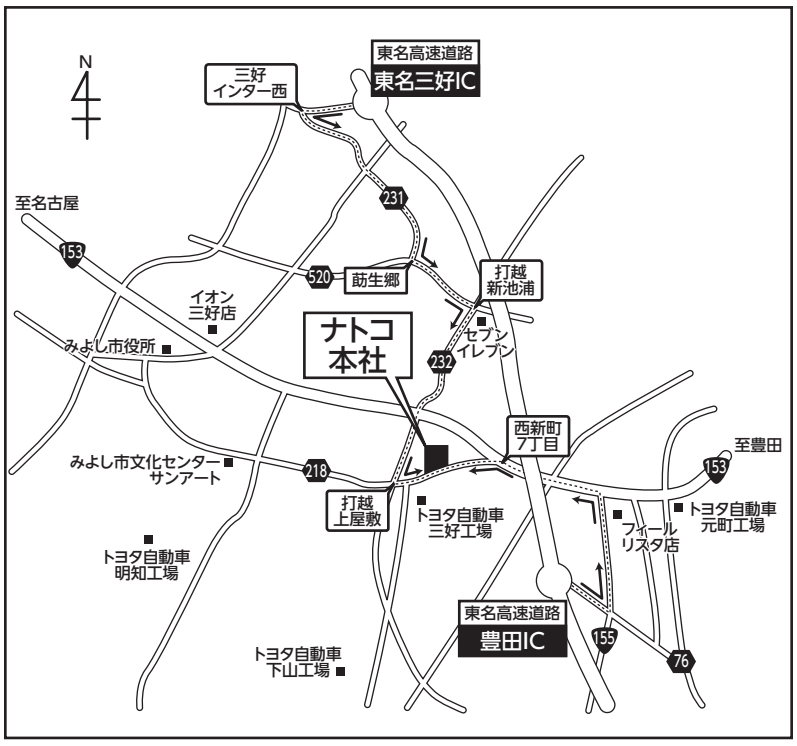


交通機関

「車」

| | |
|---|---|
| 名古屋方面から | 153号バイパス「打越インター」を下り右折、「打越上屋敷」交差点左折 |
| 豊田方面から | 153号バイパス「西新町７丁目」交差点みよし方面（斜め左に入る）約500m進行方向右側 |

「公共交通」　地下鉄利用の場合（名古屋駅から約１時間強）

| | |
|---|---|
| 名古屋駅から | 地下鉄東山線「伏見駅」乗換、鶴舞線「赤池駅」下車、タクシー利用<br>名鉄バス利用の場合（赤池駅から約30分）<br>「衣ケ原経由豊田市行」乗車、「三好特別支援学校」下車 |
| 豊田市駅から | 名鉄バス「衣ケ原経由赤池駅行」乗車、「三好特別支援学校」下車<br>（豊田市駅から約30分） |

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。